

米軍CH53E大型輸送ヘリコプターによる車両投下に関する意見書

平成18年12月13日午後4時15分頃、普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターがワイヤで吊り下げた車両を輸送中、読谷村都屋漁港の沖合に投下するという事故が発生した。

今回の車両投下について、米海兵隊報道部は「同ヘリコプターは、読谷村の米陸軍トリイ通信施設から出砂島に向かう途中、ヘリが乱気流に遭い、乗員とヘリの安全確保のため、荷物を投下しなければならなかった」と説明しているが、投下現場は漁船や客船等が頻繁に航行する海域であり、また周辺にはリゾート施設や公園などの住宅地域もあることから、周辺住民に不安と恐怖を与えたことは誠に遺憾である。

普天間基地所属のヘリコプターは、平成16年に沖縄国際大学構内への墜落事故、本市においても昭和57年にUH-1Nヘリコプターが住宅地域に不時着するなど、これまで、墜落、不時着等が発生している。さらには、読谷村において1965年に米軍トレーラー投下演習で小学校の女兒が下敷きになり死亡するという痛ましい事件も起こっている。今回このような事故が発生したことは、漁民等に被害が及んだ可能性もあることから一歩間違えば人命をも奪う大惨事になり断じて許せるものではない。

よって、うるま市議会は県民や市民の生命・財産を守る立場から、今回の米軍CH53E大型輸送ヘリコプターによる車両投下事故に対し厳重に抗議するとともに、今後このような事故が一切起こらないよう下記事項について強く要求する。

記

1. 米軍車両等の宙吊り訓練・運搬を即時中止すること。
2. 徹底した原因究明と投下現場の海域汚染による被害の実態調査を行い、早急に県民に公表すること。
3. 普天間基地を即時閉鎖すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 防衛庁長官
防衛施設庁長官 外務省沖縄担当大使 那覇防衛施設局長